

医療券交付申請について

しょうえいしょうがっこう
庄栄小学校

ようほご しゅうがくえんじょ にんてい う か き しつぺい がいと う じどう いりょうけん はっこう
要保護・就学援助の認定を受けられており、下記の疾病に該当する児童には医療券を発行
します。

対象疾病名

- **トラコーマ** 及び **結膜炎** (アレルギー性結膜炎は対象外)
- **白癬、疥癬** 及び **膿痂疹**
- **中耳炎**
- **慢性副鼻腔炎** 及び **アデノイド** (アレルギー性副鼻腔炎は対象外)
- **う歯 (虫歯)**
- **寄生虫病 (虫卵保有を含む)**

【医療券交付申請から医療券発行までの流れ】

★保護者は学校から医療券交付申請書をもらい、申請書を記入

★学校へ医療券交付申請書を提出

学校から教育委員会へ申請書を提出

教育委員会から学校へ医療券が届く

学校から保護者へ医療券を配布

★保護者は受診の際に、医療券を医療機関(病院・薬局)に渡す



『★』…保護者に行って
いただくところです

※注意事項※

- ① 就学援助の認定後でない、医療券は発行できません(毎年7月初旬に認定)。
- ② 医療券の有効期限は基本3か月です。
期間を超えて治療が継続する場合は再度申請が必要です。
- ③ 医療券は金券と同じです。取り扱いには十分に注意してください。
使用しなかった医療券は学校まで返却をお願いします。
- ④ 交付までに一週間前後 時間がかかる場合があります。